

## 2. 市町村民経済計算の用語解説

### 1 SNA

「System of National Accounts」の略称で、「国民経済計算」又は「国民経済計算体系」と訳される。国際連合が示す基準に従って、加盟各国が相互比較可能な形で、それぞれの経済循環を体系的に明らかにすることを目的とした統計のこと。現在は2008年に国連が加盟国に導入を勧告した「08SNA」に基づき推計されている。

島根県市町村民経済計算は、「08SNA」を踏まえた「島根県県民経済計算」の計数を各種統計指標により市町村に按分推計している。そのため、推計概念は県民経済計算に準拠する。

### 2 市町村内総生産（生産）

市町村内において、各年度内に生産活動によって新たに生み出された付加価値の合計。国のGDP（国内総生産）に当たる。

市町村内総生産＝産出額－中間投入

#### ① 産出額<sup>(注1)</sup>

製造業やサービス業などの各経済活動によって生産された財貨・サービスの価値を市場価格で合計したもの。（生産総額）

#### ② 中間投入<sup>(注1)</sup>

生産活動に必要な原材料や光熱水費などの経費。産出額に内包されている。

### 3 市町村内純生産<sup>(注2)</sup>

市町村総生産から、建物や設備などが生産過程において減耗する価格分である「固

定資本減耗」を除いたもの。付加価値の純市町村内純生産（市場価格表示）

＝市町村内総生産－固定資本減耗

市町村内純生産（要素費用表示）

＝市町村内純生産（市場価格表示）

－（生産・輸入品に課される税－補助金）

#### ① 固定資本減耗

生産の過程において生じる構築物や機械設備などの減耗分で、通常の摩損及び損傷（減価償却）と火災、風水害等の偶発事故による損失のうち通常に予想される額（資本偶発損）からなる。

#### ② 生産・輸入品に課される税

財貨・サービスの生産、販売、購入又は使用に際して生産者に課せられる租税で、税法上損金算入が認められ、かつその負担が最終消費者に転嫁されるものをさす。具体的には消費税、関税、酒税など。

#### ③ 補助金

一般政府（国・県・市町村）から市場生産者（民間企業等）に対して交付され、市場生産者の経常費用を賄うために交付されるものであり、財貨・サービスの市場価格を低下させると考えられる経常交付金。補助金により、その額だけ市場価格を低下させることができるため、負の間接税とみなすことができる。なお、投資、運転資産の損失補償のために支払われる移転は資本移転に分類される。また、補助金という名称であっても、地方自治体や対家計民間非営利団体等の市場生産者以外に支払われる場合は含まれない。

(注1)島根県市町村民経済計算においては、利用する統計の制約等の問題から、一部の経済活動を除き、産出額、中間投入額は推計していない。

(注2) (注1)と同様の理由により、すべての経済活動で市町村内純生産は推計していない。

#### 4 市場価格表示と要素費用表示

市場価格表示とは、市場で取引される価格（生産者・購入者価格）で評価する方法をいう。

一方、要素費用表示とは、生産のために必要とされる要素（生産要素）に対して支払った費用（雇用者報酬は労働への費用、固定資本減耗は資本等に対する費用）で評価する方法をいう。

市町村民経済計算では、生産（総生産）は市場価格表示、分配（所得）は要素費用表示により値を表している。

#### 5 市町村民所得（分配）

生産活動や投資活動の成果として雇用者や事業所などが受け取る（配分される）所得の総額で、「雇用者報酬」「財産所得」「企業所得」からなる。なお、居住者に着目し推計するため、他の市町村（県外含む）で得られた報酬なども含まれる。

##### ① 雇用者報酬

市町村内に居住地を有する雇用者が、労働の報酬として雇主から受け取る現金及び現物給与をいう。これらの所得は、賃金・俸給に加え、雇主の社会負担や雇用者の社会負担も含まれる。

##### ア 賃金・俸給

現金給与、役員報酬（給与・賞与）、議員歳費等、現物給与及び給与住宅差額家賃からなる。

現物給与とは、自社商品の支給や消費物資の廉価販売などが該当する。

給与住宅差額家賃とは、社宅などの市家賃（市中平均家賃）と比べ低廉な家賃に

より従業者に提供されている場合の市家賃と従業者の負担分との差額であり、現物給与の一種とみなしここに計上する。

##### イ 雇主の社会負担

雇主の社会負担は、a 雇主の現実社会負担及びb 雇主の帰属社会負担からなる。

##### a 雇主の現実社会負担

社会保障制度を管理する社会保障基金や、企業年金を管理する年金基金に対する雇主の負担額であり、健康保険、厚生年金、雇用保険、退職一時金（民間等）などの社会保障基金や企業年金などが該当する。

##### b 雇主の帰属社会負担

雇主自らが雇用者の福祉のために負担する分で、社会保障基金や年金基金によらない退職一時金（政府等）や公務災害補償などへの雇主負担からなる。

##### ② 財産所得<sup>(注3)</sup>

非企業部門である「家計（個人企業は除く）」、「一般政府（地方政府等）」、「対家計民間非営利団体」における財産運用収入のことで、利子及び配当、地代（土地の純賃貸料）などが該当する。構築物（住宅を含む）、設備、機械など再生産可能な有形固定資産に係る賃貸料はサービスの販売に該当し、財産所得には含まれない。

受取額から支払額を控除して求めるため、マイナスとなる場合もある。

##### ア 利子

受取は、金融資産の所有者が受け取る所得であり、一般預貯金利子、有価証券利子、

(注3) 鳥根県市町村民経済計算においては、ア利子～賃貸料の内訳は表章せず、受払後の合計を掲載している。

信託利子などからなる。

また、支払は家計などが消費活動の資金などの一部として金融機関などから借入した資金に対して支払う利子の合計をいう。

ただし、家計の利子においても、一般にいう「住宅ローン」に該当する資金は個人企業が支払うものとなる（持ち家の帰属家賃＝サービスの産出）ため、統計表上では利子の表章には含まれていない。

#### イ 法人企業の分配所得

株式・出資金に対する配当のほか、公営住宅使用料などからなる。

#### ウ その他の投資所得

生命保険、非生命（損害）保険の帰属収益（保険契約者の資産から生じる投資所得）並びに保険契約者配当などからなる。

#### エ 賃貸料

土地の資産運用に対する賃貸料をいう。住宅、建物、設備等に対する賃貸料は、サービスの販売とみなす。

#### ③ 企業所得

企業部門である民間法人企業、公的企業、個人企業が受け取る所得で、企業の営業余剰・混合所得に加え財産所得の受け払いを計上したもの。

なお、個人企業の所得には持ち家の帰属家賃が含まれる。

#### 6 持ち家の帰属家賃

実際には、家賃の支払いを伴わない自己所有住宅（持ち家）についても、通常の借家や借間と同様のサービスが生産、消費されるものと仮定して、それを市場価値で評

価した帰属計算上の家賃をいう。

生産では「不動産業」の総生産、分配では「個人企業」の企業所得に含まれる。

#### 7 制度部門別分類

市町村内総生産で述べた「経済活動別分類」が財貨・サービスの流れに着目した分類であるのに対し、「制度部門別分類」は、資金の流れ、つまり所得の受け払いや財産所有運用に関する意思決定を行う制度単位に着目した分類のことである。

取引主体は主として機能、行動、目的などを基に次の5つに大別される。

##### ① 非金融法人企業

金融機関以外の法人、準法人企業。営利社団法人（株式、合名、合資、合同会社）、医療機関、特殊法人等の一部が含まれる。

また、財貨及び非金融サービスの市場生産に携わる非営利団体も含まれる。

##### ② 金融機関

主に金融仲介業務及びそれを促進する業務である法人、準法人企業、金融的性格をもつ市場生産（保険業務など）に従事する非営利団体も含まれる。

##### ③ 一般政府

当該市町村に所在する県・市町村及び市町村によって設定される地方社会保障基金から構成される。

##### ④ 家計

生計をともにするすべての居住者の小集団。個人企業も含まれる。

##### ⑤ 対家計民間非営利団体

政府により支配、資金供給されているも

のを除き、家計に対して非市場の財貨・サービスを供給する全ての非営利団体により構成される。

具体的には、私立学校、政治団体、労働組合、宗教団体などが該当する。